

群馬銀行EBサービス(全銀データ伝送方式)利用規定の変更

○追加・変更箇所は赤字で示しています。

変更前	変更後
<p>第1条 群馬銀行EBサービス(全銀データ伝送方式)</p> <p>(1)群馬銀行EBサービス(全銀データ伝送方式)の種類 「群馬銀行EBサービス(全銀データ伝送方式)」(以下、「データ伝送サービス」という。)とは、利用申込者(以下、「契約者」という。)が占有管理するコンピュータ、パーソナルコンピュータ、FB専用端末機等の端末機を使用したデータ伝送依頼にもとづいて、群馬銀行(以下、「当行」という。)が行う以下の各サービスをいいます。</p> <p>①給与(賞与)振込サービス ②総合振込サービス ③口座振替サービス ④口座振替結果照会サービス ⑤地方税納付サービス ⑥入出金明細、振込入金明細、預金残高の取引照会サービス (以下、全部を総称して「取引照会サービス」という。)</p>	<p>第1条 群馬銀行EBサービス(全銀データ伝送方式)</p> <p>(1)群馬銀行EBサービス(全銀データ伝送方式)の種類 「群馬銀行EBサービス(全銀データ伝送方式)」(以下、「データ伝送サービス」という。)とは、利用申込者(以下、「契約者」という。)が占有管理するコンピュータ、パーソナルコンピュータ等の端末機(以下、「端末」という。)を使用したデータ伝送依頼にもとづいて、群馬銀行(以下、「当行」という。)が行う以下の各サービスをいいます。</p> <p>①総合振込サービス ②給与(賞与)振込サービス ③口座振替サービス ④口座振替結果照会サービス ⑤地方税納付サービス ⑥入出金明細、振込入金明細、預金残高の取引照会サービス (以下、全部を総称して「取引照会サービス」という。)</p>
<p>(2) 利用できる端末機 利用できる端末機は、コンピュータ、パーソナルコンピュータおよび他銀行のFB専用の端末機のうち当行指定機種種の端末機(以下、「端末」という。)に限るものとします。</p>	<p>(2) 利用できる端末機 削除</p>
<p>(3) 基本契約の締結</p>	<p>(2) 基本契約の締結</p>
<p>(4) データ伝送サービスの追加・変更・削除</p>	<p>(3) データ伝送サービスの追加・変更・削除</p>
<p>(5) データ伝送依頼方法</p>	<p>(4) データ伝送依頼方法</p>
<p>(6) データ伝送依頼の確認 第1項に定めるデータ伝送サービスのうち総合振込サービス、給与(賞与)振込サービス、口座振替サービス、地方税納付サービスについては、契約者は、前項のデータ伝送の依頼を行った後、直ちに当行所定の確認書に所定の事項を記入のうえ当該確認書を当行の指定するファクシミリ番号あて送信するものとします。</p>	<p>(5) 照合項目の送信 第1項に定めるデータ伝送サービスのうち、総合振込サービス、給与(賞与)振込サービス、口座振替サービスおよび地方税納付サービスにおいて、契約者は、前項のデータ伝送依頼の都度、次の①または②の方法により委託者コード、種別、指定日、件数、金額等(以下、「照合項目」という。)の送信を行うものとします。</p> <p>①AnserDATAPORT方式でデータ伝送を行う場合 照合項目を含むデータを契約者自ら端末により送信するものとします。</p> <p>②AnserDATAPORT方式以外の方法でデータ伝送を行う場合 当行所定の確認書に照合項目を記入のうえ、当該確認書を当行の指定するファクシミリ番号あてに送信するものとします。</p>

変更前	変更後
<p>(7) データ伝送依頼の確定 データ伝送依頼により当行の受信したデータ内容と前項の確認書の内容を照合し、委託者コード・契約者名・種別・指定日・件数・金額等が一致した場合は、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものと、契約者の指定する日に、データ伝送依頼にもとづいた手続きを行うものとします。</p>	<p>(6) データ伝送依頼の確定 データ伝送依頼により当行が受信したデータ内容と前項の照合項目の送信により受信した内容を照合し、委託者コード・契約者名・種別・指定日・件数・金額等が一致した場合、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものと、契約者の指定する日に、データ伝送依頼にもとづいた手続きを行うものとします。</p>
<p>(8) データ伝送期限 データ伝送サービスの各サービスごとのデータ伝送は、表記8.記載のデータ伝送期限までに伝送を完了するものとします。 なお、伝送できる時間は当行所定の時間内といたします。 ただし、当行は契約者に事前に通知することなく表記8.記載のデータ伝送期限を変更することができるものとします。</p>	<p>(7) データ伝送期限 データ伝送は、「群馬銀行EBサービス利用申込書(全銀データ伝送方式)兼預金口座振替依頼書」の「8.接続インターフェース」記載のデータ伝送期限までに伝送を完了するものとします。なお、伝送できる時間は当行所定の時間内とし、当行は契約者に事前に通知することなくデータ伝送期限を変更することができるものとします。</p>
<p>(9) 手数料 ①「群馬銀行EBサービス利用申込書(全銀データ伝送方式)兼預金口座振替依頼書」の「1.ご契約種類」でお選びいただいたサービスごとに、当行所定の契約料(消費税を含む。以下同じ)を支払うものとします。</p>	<p>(8) 手数料 ①「群馬銀行EBサービス利用申込書(全銀データ伝送方式)兼預金口座振替依頼書」の「1.ご契約種類」でお選びいただいた契約種類ごとに、当行所定の契約料(消費税を含む。以下同じ。)を支払うものとします。</p>
<p>2.総合振込、給与(賞与)振込、地方税納付サービス (4)総合振込、給与(賞与)振込の入金指定口座 総合振込、給与(賞与)振込で、契約者が入金指定できる預金口座は、当行の国内本支店を含む内国為替運営機構に加盟している金融機関の国内本支店の預金口座とします。なお、指定できる預金口座の種類は、当行が定めるものとします。</p>	<p>2.総合振込、給与(賞与)振込、地方税納付サービス (4)総合振込、給与(賞与)振込の入金指定口座 総合振込、給与(賞与)振込で、契約者が入金指定できる預金口座は、当行の国内本支店を含む全国銀行内国為替制度に加盟している金融機関の国内本支店の預金口座とします。なお、指定できる預金口座の種類は、当行が定めるものとします。</p>